

平成29年6月30日

「中信マイカーローン」のご融資利率を引き下げいたします！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、「中信マイカーローン」について、下記の通り、ご融資利率を引き下げいたしますので、お知らせします。

記

1. 利率改定日

平成29年7月3日（月） 新規お申込み受付分より

2. 利率引下げ内容

- ・ ご融資利率を年0.45%引下げいたします。（変動金利・年2回金利見直し型）
- ・ 「リピーター優遇・セット優遇」の優遇幅を年0.50%に拡大します。

改定前		改定後	
ご融資利率	リピーター優遇・セット優遇	ご融資利率	リピーター優遇・セット優遇
年2.90%	年2.70% (優遇幅 年0.20%)	年2.45%	年1.95% (優遇幅 年0.50%)

※上記利率には、保証会社へ支払う保証料が含まれています。

※ご融資利率は、金利動向等により変更となる場合があります。また、お申込受付時点の金利ではなく、ご融資実行時点の金利が適用されます。

3. その他

- ・ お申込みに際しましては、当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ローンの詳細い内容、ご返済金額の試算、現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・ 店頭にて説明書をご用意しております。
- ・ 商品についての概要は、添付の説明書をご参照ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。

○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729

【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】

○FAX 0120-201-580

※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

中信 マイカーローン

(平成29年7月3日現在)

1. 商品名	中信マイカーローン							
2. ご利用いただける方	次の①～④の条件をすべて満たす個人の方。 ①満20歳以上で継続して安定した収入が得られる方。 ②一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方。 ③当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ④当金庫の会員資格のある方。							
3. お使いみち	<p>申込者または申込者の家族（配偶者、親、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車を含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の①～④の資金</p> <p>①購入資金（購入にかかる税金・保険料等も含む） ②パーツ・オプションの購入・取付費用 ③車検費用・修理費用・自動車保険費用・運転免許取得費用・車庫設置費用 ④①～③をお使いみちとした自動車ローンの借換資金（お借入先によっては対象とならない場合があります）</p> <p>※次のいずれかに該当するものについては、原則お申込みいただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人間売買による購入費用 ・事業用車両の購入費用 ・支払済みの資金 ・お支払先が、当金庫の営業エリア外に所在する自動車販売業者の場合 ・お支払先が、お申込者ご本人または配偶者、親、子が営む法人・自営業の場合 ・オークション代行会社を通じてご購入される場合 <p>※ご融資金額は、印紙代等を除き、当金庫より購入先等へ全額お振込みさせていただきます。</p>							
4. ご融資金額	<p>1,000万円以内（1万円単位） 満20歳以上30歳未満の就職内定者の方は200万円以内</p> <p>※ただし、今回のお申込金額と当金庫ならびに他信用金庫取扱分を含めた一般社団法人しんきん保証基金保証付きローンの現在残高（貸越極度額）の合計額が一定範囲内であることが必要となります。</p>							
5. ご融資期間	<p>10年以内（3ヶ月以上1ヶ月単位） ※満20歳以上30歳未満の就職内定者の方は6ヶ月または就職月の翌々月まで元金据置も可能です。</p>							
6. ご融資利率	<p>・当金庫所定の利率を適用させていただきます。（変動金利：年2回金利見直し型）</p> <p>【リピーター優遇・セット優遇】 お申込み時点において、当金庫の対象ローンについて下記①あるいは②の条件を満たす方は、金利を年0.5%優遇させていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">条件①</td> <td style="width: 55%;">次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン</td> <td style="width: 30%;">ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行われている b) 完済後3年以内である</td> </tr> <tr> <td>条件②</td> <td>一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて</td> <td>次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける</td> </tr> </table> <p>・ご融資後の利率については、4月1日および10月1日（休業日の場合は翌営業日）現在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。原則として、4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。</p>		条件①	次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行われている b) 完済後3年以内である	条件②	一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて	次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける
条件①	次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行われている b) 完済後3年以内である						
条件②	一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて	次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける						

7. ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。また、ご融資額の50%までの範囲内でボーナス月増額返済の併用もできます。																		
8. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則必要ありません。																		
9. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。																		
10. 手数料	手数料は必要ありません。																		
11. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出ください。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（ http://www.chushin.co.jp ）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。																		
12. 紛争解決措置	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（http://www.chushin.co.jp）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="379 1070 1406 1509"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 本申込によって、当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となつていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金（1万円以上）が必要となります。 ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		